

平成30年度 第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成30年7月19日（木） 午後1時30分～午後3時53分

【開催場所】 高崎市役所31会議室

【出席委員】 計18人

会 長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委 員 井上 謙一	委 員 井上 洋子	委 員 小野 瑠美子
委 員 川端 幸枝	委 員 桑畑 裕子	委 員 小池 昭雅
委 員 駒井 和子	委 員 曾根 哲夫	委 員 齊藤 明
委 員 白石 隆夫	委 員 中西 有美子	委 員 平野 勝海
委 員 松橋 亮	委 員 目崎 智恵子	委 員 紋谷 光徳
委 員 山路 雄彦		

【欠席委員】 計2人

委 員 岩田 泰 委 員 岡田 裕子

【事務局職員】

福祉部長 吉井 仁 長寿社会課長 志田 登 介護保険課長 住谷 一水
指導監査課長 細野 明久
担当係長

（長寿社会課）富所 秀仁 松本 博美 山田 米智 矢治 香理 小野里 清

（介護保険課）高橋 晃 金井 公一 都丸 知子 外處 紀子 大谷 和正

（指導監査課）釜井 克倫

各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者0人）

【所管部課】 長寿社会課

【議 事】（1）第6期高齢者安心プランの事業評価について

【報 告】（1）第7期高齢者あんしんプランについて

（2）平成29年度介護給付費実績見込み等について

（3）平成29年度介護サービス事業所の指定状況について

（4）生活支援体制整備事業について

◎開 会（13：27）

挨拶

交代委員に委嘱状の交付

【議事録本文】

◎議事（1）第6期高齢者安心プランの事業評価について

—事務局説明

（会 長）

ご質問ありますでしょうか。

（委員 A）

地域包括ケアの推進は、やはり介護と医療の連携の中で生まれてくると思います。例えば今年度の介護保険の改定の中でも、地域ケア会議が更なる重要な位置づけになっていると思いますが、多職種の中に医療に関する方々が入っていないように思います。平成29年度、地域ケア個別会議がどれくらい開かれていて、また今後、医療関係者への声かけはどのようにしていくのでしょうか。

（事務局）

平成29年度に開催された地域ケア個別会議の回数と専門職の出席状況ということですが、18回開催しておりまして、1度だけ理学療法士の方に出席していただいています。また、介護予防のための地域ケア個別会議は5回開催しております。専門職の助言をいただいてアセスメントの幅を広げるということで、毎回専門職の方に出席いただいております。理学療法士か作業療法士、栄養士、薬剤師、歯科衛生士に毎回出席していただいております。

（委員 A）

平成30年度も同じような形で開催されますか。少なくとも医療関係者が出席する場合、日中だと出席率は悪いかもしれませんが、こういう地域ケア個別会議が地域で開かれているということをもっと医療に携わるものに示してもらえれば、医療と介護の連携の意識が高まるのではないかと思います。こういう会議が地域で行われていること自体を知らない方が多いので、開かれているということを知らせていただけるようお願いいたします。

（事務局）

今年度も前年度と同じ体制で開催していく予定です。今年度は介護予防のための地域ケア個別会議を年間 11 回、5 月から 3 月まで開催する予定で、資料に記載しています専門職の方にも出席いただく予定になっていますが、歯科医師も出席していただくことになりました。また医師については今後相談させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

第 7 期高齢者あんしんプランですと、35 ページに地域ケア会議の推進ということで記載してありまして、目標としては、多職種協働による地域ケア個別会議を定期的を開催するとありますので、この多職種協働の中に医師も入っていただくような仕組みや、意見をのべるような機会を工夫してもらえればということですのでよろしくお願いいたします。

(委員 B)

資料の 9 ページの No. 24 ですが、第 1 層と第 2 層の構造上の違いはどこでしょうか。

(事務局)

第 1 層については、高崎市全域を指しています。第 2 層については、日常生活圏域になりますが、高崎市では高齢者あんしんセンターの担当圏域を基本としています。

(委員 B)

生活支援コーディネーターは誰が担っているのか確認させてください。

(事務局)

高齢者あんしんプランの 226 ページをごらんいただければと思います。生活支援コーディネーターは、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなど、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人のことですが、高崎市では第 1 層の生活支援コーディネーターとして 2 名に委嘱をしており、また、行政職員も 1 名おりますので、計 3 名で活動しております。本協議会の目崎委員もコーディネーターとして委嘱させていただいており、もう 1 名は社会福祉協議会の職員にお願いしております。第 2 層の生活支援コーディネーターは、これから設置予定ということで、現在は未設置となっています。

(委員 B)

第 2 層の生活支援コーディネーターを数多く配置していくという認識でよいのでしょうか。

(会 長)

高齢者あんしんプランの 57 ページ、協議体の設置のところで、協議体についての説明と生活支援コーディネーターの目標が定められています。この中に、第 2 層協議体における

生活支援コーディネーターの配置に向けて取り組むということが、第7期計画の目標になっております。

(委員 B)

わかりました。もう一ついいでしょうか。

15 ページの No. 42 の特別養護老人ホーム等の施設整備のところ、介護療養型医療施設という言葉が出てきますが、これは介護医療院のことでしょうか。

(事務局)

介護療養型医療施設は介護医療院とは別の施設となります。

(委員 A)

介護保険の3施設の1つで、病院の中の介護保険が使えるものです。

これを今度、国は介護医療院に転換したいと思っています。

(委員 C)

No. 32 のところですが、地域の防災活動の評価が残念ながらCという評価になっているのですが、このたび西日本では豪雨もありましたし、また関東でも大きな地震を経験したところもありますので、防災・減災という意識はあるのですが、未曾有の災害にあったときに、福祉避難所というところに対しても、地域住民の意識も高いかと思うのですが、現状として、こうしたいといったことはありますか。

(会 長)

その前に、委員の中に福祉避難所の指定を受けている方がいれば、現状を教えてくださいませんか。

(委員 D)

合併前は防災マップにのっている避難所でした。補助金はもらっていなかったのですが、今でも2週間分の備蓄とベッドも用意しています。箕郷中学校に集まった避難者のなかで、要援護者を受けける形で2週間、30人程度の避難準備はしています。

(会 長)

ハザードマップで確認をすると、高崎は福祉避難所が17と言っていました。まだまだですけれども整備はされているということで、私もCは低いかなとは思ったのですが、説明をお願いします。

(事務局)

実際の調整につきましては、防災安全課と社会福祉課が所管しておりますので、私どもが聞いた範囲でのお答えになりますが、備蓄の関係や通常の避難所との関係・調整が出て

くると聞いています。例えば、避難所に来ていただいた中で、その後、必要な方に福祉避難所に移動してもらおうといった面でも、色々な調整が必要になってくると思っています。実際にご協力いただけるところというのは、これからどんどん増えてくるのかと思っておりますが、実際にまだまだ調整が必要なところもありCという評価になっています。今、防災安全課のほうでも福祉避難所だけではなくて、防災についての取り組みを進めています。これからまだまだ課題等を整理しながら進めていくことになるかと思うのですが、ご協力いただけるところとの調整が必要になっていると認識しているところです。

(会 長)

関連があるので、私からも質問させていただきたいのですが、今の福祉避難所については、まだまだ備えが少ないということでCという評価でしたけれども、私は限りなくBに近いCかなと思っています。検討は進んでいると思うのですが、No.31の地域主体の災害時避難支援体制づくりの推進のところはB評価ですけれども、こちらは限りなくCに近いBではないかと思っています。名簿を更新したからBということになっているのですが、名簿に載らない人たちをどうやって避難支援するのかといったところもありますし、避難行動要支援者名簿というのは、総務省の設定としては、個別避難計画をつくるために活用するものということで、高齢者安心プランのほうではそこまで記載はないのですが、名簿をどう活用するかという点では不十分ではないかと思っています。第6期の進め方としては、BよりもCに近いのではないかという印象は拭えないところです。第7期ではもう少し突っ込んだ避難支援や福祉避難所の設営という記載がありますので、更に検討していただきたいところです。

(事務局)

防災安全課からも様々な連絡があるところですが、どの課ということではなくて、高崎市全体で取り組んでいく必要があることですので、高齢者福祉の面についても市全体で取り組んでいきたいと思っています。

(会 長)

今回の西日本の水害では、ケアマネやヘルパーが実際には安否確認にかなり伺っているということですので、避難支援を含めてケアプランを作るときに災害時のケアプランというものも確認しながら、なければケアマネも協力して作っていくことも大事かと思っておりますので、評価とは違いますが要望として申し上げておきます。

(委員 D)

他の市では、老施協と提携を結んで避難所を整備しているところもありますので、高崎地区にも44箇所くらいありますので、いつでも体制はできていますので、今後の計画に向けてよろしく願います。

(委員 C)

地域住民の一人として体感しているのですが、井野川沿いに住んでおりました、自治会長が長寿センターに福祉施設としての避難所をお願いできないかと行ったところ、断られてしまったといったことがありました。自主防災組織を作ろうという皆さんの思いを形にする形で、ではどこが良いかということで、町公民館になったのですが、そこは井野川沿いであって、氾濫した場合は意味をなさないので、苦肉の策でそうなったのです。福祉避難所という意味で、行政が携わっている公的なところや民間にも働きかけをしていただいて、広い意味で我が事・丸ごとのような形で携わっていただけたらと思います。

(事務局)

我が事・丸ごとというのは非常に大切なことで、その辺りは十分に心得ていて、防災安全課だから社会福祉課だからということで説明したつもりはありません。共にやっておりますので心配しないでいただければと思います。

長寿センターの件についてですが、福祉の施設だからということではなくて、そこで受け入れができるかどうかだと思うのです。来てもらったのはいいけれども、そこでしっかり対応できるのか。長寿センターの職員は実際には看護師が1人だけの配置です。そういう中で福祉避難所としてどう人員を整えるか、現状としてはまだそこまでできていないという状況です。場所としての考え方もありますが、避難をしていただき長期に渡るような場合に、どのような運営をしていくかといったところも含めて設置をしていかなければならないと考えています。

(委員 E)

ケアマネが災害時にどんなことができるかということで、私たちができること、ヘルパーができることを民生委員さんなどに知らせておくこともとても大事なことで、今回の災害のときに、緊急の連絡先、避難場所、避難の支援者ということで、何か高崎市での書式のようなものが家にあれば、この方はこんなサービスを受けているというのがわかる。例えば、デイサービスに行っている人であれば、デイサービスに避難できるというのが分かれば民生委員さんなども安心できるということで、その方に手を差しのべられるどういった支援者がいるかというのが分かる共通書式が玄関のところなどに置いてあると、緊急性があるなどが分かると思いますので、共通の書式で、共通の置き場所などを決めて、支援が必要な人にとって誰もがわかりやすい形であると、まとまった支援ができるのかなと思いました。今回、そういうことがしっかりとできていた地域は、犠牲者がゼロだったということで、地域の力だったり、平常時の準備だったりといったところだと思いますので、そういった準備ができる高崎市になってもらいたいと思います。

(委員 F)

東日本大震災の際、アンケートをとり、全部で220事業所が440人の受け入れをしますということで、県を通して被災地にお知らせをして待機しましたが、実際に来られたのは4人でした。

どこの福祉避難所になるのかという問題はあります。受け入れ側等、色々と錯綜してい

るので、準備をどうするかというのは非常に重要なのですが、アンケートなりしてもらえば、何かしらしたいということを各事業所は思っているのです、それをもう少し見える化していただければありがたいなと思います。他市ですが、地域密着型サービスと被災の際の連携協定を結んでいます。そういう協定をしておいて、お互いに意識づけしていくことが重要だろうと思いました。

それから、この高齢者安心プランの事業評価、施策2のAは12.5%ということで、他と比べると極端に低いのですが、これは第6期の平成27～29年の評価ですので当然こういう結果と理解していますが、第7期については、ここが地域包括ケアシステムの重要な要素の一つで、生活支援と介護予防の充実がなければ成功しないと言われているので、この部分が50%を超えてくるようにならないといけないと思います。具体的な行動を一緒に検討していく必要があると思いました。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。ここの部分の充実が介護保険料にも大きな影響を与えたいと思います。介護保険料が実際に必要な部分で上がっていくことは避けられないのですが、負担感という部分で、こういう部分が充実していくことが期待されているところでは。また、本来であれば介護保険を使わないで、皆さん元気に過ごしていただくことが重要となってきます。ここの充実が高齢者の暮らしにも非常に良い影響をもたらすと思っています。様々な面から取り組んでいく必要があると認識しているところです。

(会長)

資料の8ページ、No.24の生活支援コーディネーターと協議体の設置のところで、総合評価がBとなっています。ここは第2層コーディネーターの配置がなかなか進んでいないということでBという評価になったようですが、第6期の高齢者安心プランでは、そもそも設置するとは書いていないのです。第2層コーディネーターの育成をしていくということで、リーダー層は結構育ってきていると思っています、かなりAに近いBなのではないかと思います。もっと積極的に評価して良いのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

(委員G)

高崎市は全国的にも珍しい作り方で、地域に根ざした協議体を作っていこうということで、平成27年度から動き始めていまして、やはり継続していくのには、協議体の中からコーディネーターが出てくるということが望ましいと思います。今26協議体の設置ができましたけれども、まだ1年足らずのところもありますし、早く始めているからといってコーディネーターの設置を早くして良いわけでもないのです、市全域を考えた上で、皆さんで協議していただいているところです。コーディネーターという名前ではなくとも、住民一人ひとりの意識が変わってきているのと、高齢者あんしんセンターで司会進行等を行いながら、また地域にも出て行っていただいていますので、そういったキーマンとなる方たちは出てきているので、その辺りを住民の方と連動させながらやっていくということだと思います。

ます。

(会 長)

3年間を振り返ってみても、やはりBでしょうか。

(委員 G)

とても頑張っているところではありますが、まだまだ市全域での支え合いということを考えるとBでも厳しいかなと実感しているところです。

(事務局)

この評価をどう考えるかということかと思えます。実際に協議体を作りました、生活支援コーディネーターを設置しました、それだけで同じような評価をした場合、Aをつけているところもあるかと思えます。ただ高崎市としては、これを継続させて、しっかりとしたものにしていくためにどうしたら良いかということで、苦勞することを前提に第2層から作り上げています。辛めな評価かと思えますし、関わっていただいている方の熱心な活動についてはとても評価できますが、まだまだこれからという部分も含めてBという形で評価しております。

(委員 H)

民生委員として、地元の意見をお話ししたいと思えます。ひとり暮らしの方を訪問して住民の方のお話をお聞きしますと、認定が様々で、私はなぜこの判定なのかと質問や苦情を受けることが多いのです。市では決まったことをきちんとやられているのでしょうけれども、そこは甘い人と辛い人がいると聞くのですが、私たちが回答するのにどう言ったらいいのかというのもありますし、先ほどの要支援者名簿が民生委員や区長に配られるのですが、区長は1、2年で交代されるものですから、支援体制は大変だと思うのです。ということは、民生委員が責任を持ってやらないといけないことだと思うのです。冷蔵庫に張っておくひとり暮らしの人の安心連絡メモもそうですけれども、それと同じように支援をする方には、民生委員の連絡先やご家族やかかりつけ医などを書いて張っておけばいいと思えます。民生委員は自分の家のことよりも、第1に支援する方のところへ行かないといけないのです。そういうことを考えると、先ほどのご意見はとても良いことだと思えましたので、よろしく願います。

(事務局)

認定調査につきましては74項目ということで決められた中で、各ご家庭に訪問しつつ状態を確認して進める1次審査。その結果を元に介護認定審査会で審査をしていくといった流れになります。認知の状態等、退院直後やその後など、認定有効期間の中ではばらつきが出てしまうといったこともあります。それは致し方ない部分かと思えます。認定の区分は要支援1・2、要介護1～5ということで、7区分しかありませんので、それぞれの区分は多少の幅を持っています。コンピュータで行う1次判定と、介護認定審査会で

行う2次判定では、審査のときの状態で判断しています。専門職の目を含め、全国統一の基準に従いまして、市として責任を持って判定をしているところです。今後も平準化ということに努めていきたいと思っています。

(委員 E)

この前、介護支援専門員の研修の中で、ひとり暮らしの方の支援の場合に民生委員さんと連携していますかという質問に対して、ほとんどのケアマネが手を上げなかったという状況でした。今、民生委員さんのお話を聞いて、ひとり暮らしの方の支援には、民生委員さんは欠かせない存在なのだと分かりました。ケアマネ協会でもひとり暮らしの方を支援する場合には、地区の民生委員さんと連携をして、それぞれができるところや心配なところなどを共有していきたいと思いますので、ケアマネ協会としても力を入れていきたいと思います。地域をつくるという視点では、民生委員さんもそうに思っているということ協会の会員たちにも伝えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(会 長)

専門職との連携については、お互いがもう少し連携をして顔と顔が見える連携づくりをする必要があると思います。一方、情報を各家庭で民生委員にもわかるような形で残しておくということですが、安心連絡メモについては民生委員が関わって書いていただいている。要介護認定の情報というのは、民生委員と関係なく行われているので、その辺りを民生委員がどう知るかなど、要介護認定の仕組みと地域の取り組みとはシステム上の違いもあるので、もう少し連携できないかの検討は必要なのかと思います。

(委員 B)

9 ページの地域福祉の実現の町内会ところに、地域ケア会議で高齢者の課題解決に向けての会議を実施し、高齢者を取り巻く町内会との連携ができた地域もあとありますが、町内会でどういった方が参加しているのでしょうか。

(事務局)

地域ケア会議では、ひとり暮らしで認知症の方などを支えるために地域のどういった方に参加していただくことが必要かということで、出席していただく方を検討するのですが、その中には民生委員さんとかご近所のお知り合いであるとか、場合によって違いますけれども、声をかけさせていただいて、その結果、その方の見守りをしていこうと検討していくものになります。

(委員 B)

これは良いことだと思うのですが、どのくらいの町内会で実施できたのでしょうか。

(事務局)

町内会全体と連携ができたと読めるかもしれませんが、その方を支援するということが町内会の方との連携が図れた地域もあるということで記載させていただいたもので、何町内会で実施といったものではございません。

(会 長)

他にありませんか。なければ、こちらの評価については、運協として承認するということが議題の1は終わりにさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。(1)の第7期高齢者あんしんプランについて説明をお願いします。

◎報告(1)第7期高齢者あんしんプランについて

—事務局説明

(会 長)

この件につきまして、ご意見ありますか。

なければ、続きまして(2)平成29年度介護給付実績見込み等について説明をお願いします。

◎報告(2)平成29年度介護給付費実績見込み等について

—事務局報告

(会 長)

この件につきまして、ご意見ありますか。

(委員F)

地域支援事業費の訪問と通所型の伸びが著しい原因の中には、既存の訪問と通所のシステムがそのまま総合事業に移行していて、生活支援体制整備事業に直結するわけですが、平成30年度以降、今後いかに下がってくるかというのが、介護保険料も含めて影響が高いと思うのですが、具体的には出せないと思いますが、方向性だけでも説明いただけますか。

(事務局)

第7期計画の中でどうしていくかということですが、今後このプランに記載していることを具体的にどうしていくかということかと思えます。そのためには今年度は重要な年度になってくると思っております。実際に詳細なところは、まだ今後詰めていかななくてはならないこともありますので、適正にできるようにしていきたいと思っています。具体的なお話ができなくて申しわけありませんが、適正なサービスということで、第7期の高齢者あんしんプランの実現に向けて、市として実現すべきことは実施していきたいと

思っております。

(委員 I)

適正なサービスというお話がありましたが、通所介護が 20%延びていますが、これは一つの考えですが、高齢者住宅併設の形がかなり多いと思うのです。実際には、高齢者住宅に入所する方は、全員デイサービスに通うという形が見受けられ、それが契約の中にも入っているようなところがありますが、その辺りの適正なサービスというのを、どういった形で見えていくのか。ケアマネジャーのところで見えていくだけでは難しいところもあると思います。平成 29 年度の評価でもありましたが、そういった住まいの部分でも適切かどうかということをもっと見ていただければと思います。

(事務局)

本市の特徴かもしれませんが、そういった住まいが多いところもございいます。そういったところもしっかりと精査しまして、適切な形にするべきことがあればしていきたいと思っています。

(会 長)

私も、通所介護が 120%、金額にすると昨年度との差で 2 億円増になっているところ。一方で、総合事業でいうと訪問型・通所型を合わせて 1 億円増ということになっていて、これらを見てもかなりの割合の在宅費の伸びがあります。ここで通所介護の 2 億円の伸びの理由がわかればお願いします。要介護者の伸びは 350 人ほどですけれども、その人数で 2 億円伸びるということなのではないでしょうか。

(事務局)

具体的にどのように動いているかといったところまで調査をしておりません。総合事業に伴って移行しているというところもありますけれども、通所の伸びについては、全くの在宅なのか、あるいは有料老人ホーム等に入っているという利用ということもありますので、この辺りについては、今後研究していきたいと思っています。

(会 長)

介護予防サービス費の訪問と通所はマイナスになっていて、こちらの部分は総合事業のプラスに移っているのかなと思うのですが、桁が 1 桁違うのですね。居宅介護サービス費のほうの訪問介護はかなり減っていて、通所介護が 2 億円増えているということで、傾向が分からないのですが、このまま同じように増えていくとすると大変なことかなと思いますので、その辺りは分析されて、ケアプランのチェックであるとかサービス内容の確認などもしていただければと思います。

(事務局)

実際には有料老人ホーム等で使われている部分というのものもあると思います。その辺りの

適正な監査も含めて、今後給付費が適正に行われているかという視点、それからケアプランについても適正なプランが立てられているかといった部分も含めて点検の体制、監査の体制を整えてまいりたいと考えております。

(委員 F)

介護予防訪問介護、介護予防通所介護を何のために地域支援事業の総合事業に移行させてきたかという原点の部分で、まったく効果が見られず、地域支援事業の数字がそのまま介護給付費と同じ伸び率にそっくり当てはまるように推移していくということに対しては、何年か経つと相当問題になってくると思うのです。今経過措置中で皆さん努力しているので、何のために移行したのかという意味を共通認識として、そこからもっともっとB型的な部分がたくさんできてきて、総合事業を行うために生活支援体制整備事業でどうするかということを皆で検討していく過程ですので、その辺りの連携の部分が見える化していないと、何のために生活支援体制整備事業があるのかというのが分からなくなってしまって、協議体を作るための協議体ということになってしまうと本末転倒ですので、皆さんと共通認識の中で検討していくことがとても重要だと思っています。

(会 長)

他にありませんか。なければ、続きまして(3)平成29年度介護サービス事業所の指定状況について説明をお願いします。

◎報告(3)平成29年度介護サービス事業所の指定状況について

—事務局報告

(会 長)

この件について、ご意見等ありますでしょうか。

(委員 I)

働く人の不足により厳しい事業所もある中で、これから高齢者が増えてくることも見えていて、施設も増やしていく、サービスも増えていく、もちろん地域で支えるというところもあるのですが、第6期でも人材の話はしたのですが、市として取り組むという姿勢は聞けなかったのです。ただ地域で働く人たちが地域で育てられたり、地域で確保していくということはとても重要ではないかと思っていますので、ぜひ人材の確保についても市として取り組むことが必要だと思っていますので、ご検討いただけたらと思います。

(事務局)

人材確保という面については、非常に重要な課題として認識しております。具体的に今何をやるということをお話することはできませんが、実際に何かできないかということで、ここ何年か考えております。もちろん高崎だけの問題ではないので、国や県にも要望をし

たり、県でも専門のセクションを設けておりますので、情報共有などは行っております。けれども、やはり市として何かできないかということは、絶えず考えております。何か実施ができるような段階になれば、この会議でもご報告させていただきたいと思っております。

(会 長)

県の路線もあるでしょうが、中核市ですから市としても頑張っていたいただければと思います。

他にありませんか。なければ、続きまして（４）生活支援体制整備事業について説明をお願いします。

◎報告（４）生活支援体制整備事業について

―事務局報告

(会 長)

この件について、ご意見等ありますでしょうか。

(委員 C)

庁内勉強会で部局間の連携をされたということで、非常にありがたいと思ったのですが、私自身、地域支え合いサポーターとして登録しているのですけれども、まちづくりにおける地域住民の一人としても身近な存在である中央公民館や地区公民館の館長や主事さんが、この協議体に参加いただいていない方については、全くご存知ない方が多かったです。人事異動等もありますので公民館向けなども行ってもらえたらと思います。

(事務局)

全ての職員が知っていることが一番いいと思っています。地域に根付くためにも地域に密着している職員に知っていて欲しいということかと思いますが、今回実施した庁内勉強会では、協議体という言葉を各部署に覚えていただくということがまず一つの目的でした。今後事業を進めていくにつれて、この庁内勉強会では足りなくなってくる可能性もあります。研修の資料の掲示などもしているところですが、それだけでは風化してしまう恐れもあります。今回、民生委員さんと区長さんに説明するのも、交代された方がいる中で改めて説明させていただこうと思っております。庁内につきましても状況を見ながら説明をするなり、資料を掲示するなり努めていきたいと思っております。協力いただける方が一人でも多くなるように努めてまいりたいと思っております。

(委員 C)

付け加えるのであれば、評価の関係担当部局の職員の方には周知徹底していただければ

と思いますのでよろしく申し上げます。

(会 長)

地域の拠点としての公民館の活用は、検討する必要があるかと思っていて、4月に改正になりました社会福祉法の第106条の3では、市町村は住民の活動の拠点を整備すべきだと書いておられて、これは努力義務というよりは義務に近いものだと思うのですが、市役所の使命として拠点を作る、すでに公民館が拠点になっているということであれば、それを大いに活用すべきだと思っていて、公民館が拠点になっているところは結構ありますよね。

(委員 G)

26 協議体のうち、8～9割は公民館での開催です。ほとんどの館長さんは、何の集まりかというのは分かっていると思います。主事さんのところまで分かっているかは難しいところもあるかもしれませんが。公民館開催が多いものですから、館長からこれはどうですかといったご質問をいただいたり、協議体自体に館長も参加されているところも多くて、好意的な活動をしていただいています。一つご紹介ですが、北公民館では、北カフェということで、公民館を知ってもらって、開かれた公民館になり住民が気軽に来れる空間づくりということで、館長さんが主事さんと一緒に仕掛けていたということもあります。そういったところは、住民の方の口コミで色々なところに活動を広げているところですので、委員の皆さんも地域で声をかけていただいて、協議体ということを知っていただいて、地域情報をいただけるような、支え合いを作っていけるような活動に公民館も含めて色々なところにお話していただければありがたいと思います。

(会 長)

公民館は、公民館運営協議会を作っていますので、そういった委員さんにも説明していただけるといいかなと思いました。

(委員 F)

この協議体や生活支援体制整備事業の議会側の理解というのはいかがでしょうか。例えば議員のみなさんに周知されているのかなどはいかがでしょうか。議員も全く知らないといったことではいけないと思いますが。

(事務局)

議会においては、一般質問という形で協議体に対する質問を何度かいただいています。また、協議体自体に参加していただいている議員もおります。地域のほうでもどなたに関わってもらおうかといったものは地域差がありまして、議員のほうでも自分から参加したい方もいれば、見守っている方もいます。また議会として何かしら協力できないかといった考えの方など様々な方がいらっしゃいます。全く議会側に周知していないといった状況ではありませんけれども、今後も議会側に対する説明も考えていく必要があるかと思ってい

ます。

(会 長)

他にありませんか。なければその他として何かありますか。

◎その他

(委員 J)

歯科医師会の会員の先生から意見をいただいております、ある施設に会員の先生のお父さんが入所されております、歯の治療をしようと思ったら、その施設では協力医がいるので認められないと言われてしまい、契約書にも書いてあったらしいのですが、自分の親の治療ができないのかということと言われていました。そのような話は何件か聞いているのですが、そういうことがあってよいのでしょうか。

また、協力医というのがいたとしても、かかりつけ医がいるのにその先生が診れないということについて、問題ないのかお伺いしたいのですが。

(事務局)

この件につきましては、契約という部分も含めて確認をさせていただきます。

(委員 C)

皆さんと情報共有しておきたいのですが、5月13日付けの上毛新聞に、市内の中心部で70代のご夫婦がお亡くなりになったという報道はご存知の方もいるかと思いますが、高齢者あんしんセンターの訪問もされていたということだったのですが、市として議会の保健福祉常任委員会でも高齢者あんしんセンターの業務を見直しするということが書いてあったのですが、経緯と対応策などをわかる範囲でお聞かせください。

(事務局)

まず上毛新聞の報道についてですが、こちらから議会への説明の中で、業務の見直しということは、実は言っておりません。高齢者あんしんセンターの職員は本当に一生懸命やっております。ただ今回の案件でも高齢者あんしんセンターの職員も十分に関わっていただいている、その上でこのような悲しい案件が起こってしまった際に、十分やっております、それでも更に何か足りていないことがないかを意識してくださいということを、高齢者あんしんセンターの全体会議で説明しました。そのことを保健福祉常任委員会で説明したところ、上毛新聞が業務の見直しということで記載してしまいまして、高齢者あんしんセンターが何か悪いことをしているような形で書かれてしまいました。ですから、高齢者あんしんセンターに今回の件で何か瑕疵があるということはありません。詳細についてはご遺族のこともありますので、この場でお話することはできませんが、なかなか対応が難しかった部分もございます。結果として何かできたのではないかということは、関わった職員の中にもあるかと思っておりますけれども、今後どう生かしてい

くかというのが重要かと思います。新聞だけを見ると、そういう部分で何かできたのではないかという気持ちになっていただく方は多いかと思いますが、我々でも今後そういったことが起こらないように努力していきたいと思っております。

(会 長)

高齢者あんしんセンターの業務についても、我々はこの場で資料をいただいて検討するわけですが、全体の傾向とか数値ということになりますので、できれば個別の案件で、職員の関わりでこう良くなったとか、地域の方が加わったなどの事例もご紹介いただければと思います。それは資料を送付していただいてもいいし、別の機会に紹介していただくなど、高齢者あんしんセンターの職員の動きが我々にもわかると良いなと思いました。

(会 長)

そうしましたら、議事と報告が全て終了しましたので、私の進行については、これで終了させていただきます。

◎閉 会 (1 5 : 5 3)

(事務局)

大変ありがとうございました。以上を持ちまして、平成30年度第1回高崎市介護保険運営協議会を閉会いたします。